

証券コード 6138
2023年6月6日

株 主 各 位

大阪市平野区加美東2丁目1番18号
ダイジェット工業株式会社
取締役社長 生悦住 歩

第97回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第97回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しております。

■当社ウェブサイト

<https://www.dijet.co.jp/company/ir/index4.html>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

■東証ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記の東京証券取引所ウェブサイトへアクセスして、当社名または証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年6月27日（火曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月28日（水曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市平野区加美北9丁目16番18号
本社別館会議室（本社事務所北側）

3. 目的事項

- 報 告 事 項**
1. 第97期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等
委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第97期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）
計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
第5号議案 当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）
継続の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- (2) 書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令および当社定款第17条の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査等委員会および会計監査人が監査した書類の一部であります。
 - ・連結計算書類の連結注記表
 - ・計算書類の個別注記表

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、議事資料として本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

事 業 報 告

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、ウィズコロナを前提とした社会環境が整いつつある中、経済活動が緩やかな回復に向かう一方で、ウクライナ情勢等の地政学リスクの長期化、原材料やエネルギー価格の高騰、欧米諸国の金融引き締め等による急激な為替変動や世界的な景気後退懸念の高まりにより、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社グループにおきましては、新型コロナウイルス感染症の活動制限が徐々に緩和される中、ウィズコロナのもと、引き続きリモートによる商談打合せ、WEBセミナー、メールやSNSによる製品紹介等新たな営業活動を推進するとともに、対面による営業活動も増やしつつ、販売の拡大に努めました。

切削工具につきましては、顧客ニーズに応えた新製品の開発に注力し、新コーティング「DS1コート」、肩削り加工用工具「SIC-EVO」等の新製品に加え、注力しているソリッドドリル「ストライクドリル」に加工深さ8Dタイプ、ロールタップ下穴用等ラインナップを拡充して発売いたしました。

耐摩耗工具につきましては、当社独自の開発材料であるサーメタルにおいて、滑り性・耐酸化性・低熱伝導率・軽量等の特徴を活かして、従来の金型では対応できない領域で成果を挙げております。

また、「JIMTOF2022」「IMTS」等、国内外の展示会への積極的な出展やキャンペーンの実施により、当社製品のPRを行うとともに、当社WEBサイトをリニューアルして製品情報サイトを新設し、製品情報や当社工具による改善事例を多数掲載して、お客様の加工能率の改善に貢献できるよう取り組みました。

連結売上高は、前年同期比9.1%増の8,803百万円となりました。このうち国内販売は前年同期比0.4%増の4,106百万円となり、輸出は同18.1%増の4,697百万円となりました。輸出の地域別では、北米向けが前年同期比32.6%増の1,060百万円、欧州向けが同14.0%増の1,262百万円、アジア向けが同14.7%増の2,336百万円、その他地域向けが同16.8%増の37百万円となり、この結果、連結売上高に占める輸出の割合は、前年同期に比べ4.1ポイント増加し53.4%となりました。

製品別では、焼肌チップが前年同期比2.0%減の678百万円、切削工具が同10.0%増の7,106百万円、耐摩耗工具が同10.4%増の997百万円となりました。

収益面では、売上高の増加や売上原価率が改善したこと等により、営業利益は288百万円（前年同期は営業利益10百万円）、経常利益は312百万円（前年同期は経常利益19百万円）、親会社株主に帰属する当期純利益は362百万円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純利益64百万円）となりました。

製品別売上高

区 分	前連結会計年度 (2021年4月1日から 2022年3月31日まで)		当連結会計年度 (2022年4月1日から 2023年3月31日まで)		増 減	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増減率
	千円	%	千円	%	千円	%
焼 肌 チ ッ プ	692,681	8.6	678,489	7.7	△14,192	△2.0
切 削 工 具	6,457,294	80.0	7,106,074	80.7	648,780	10.0
耐 摩 耗 工 具	902,812	11.2	996,582	11.3	93,770	10.4
そ の 他	14,340	0.2	22,226	0.3	7,886	55.0
計	8,067,127	100.0	8,803,371	100.0	736,244	9.1
(うち海外売上高)	(3,976,079)	(49.3)	(4,697,044)	(53.4)	(720,964)	(18.1)

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中に、注力商品の生産拡大および生産効率向上のため、582百万円の設備投資を実施いたしました。内訳は、合金製造設備310百万円、切削工具製造設備247百万円などであります。なお、所要資金については、自己資金を充当いたしました。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度におきましては、増資や社債発行等による重要な資金調達はありません。

(4) 対処すべき課題

わが国産業におきましては、社会環境がウィズコロナへと進んでいくことで、経済活動回復に伴う経済正常化による景気の持ち直しが期待される一方で、ウクライナ情勢長期化等の地政学リスク、原材料やエネルギー価格の高騰、欧米諸国の金融引き締め等による急激な為替変動や世界的な景気後退が懸念されており、今後も不透明な経営環境が続くことが予想されます。

当社グループといたしましては、引き続き、より収益性が高く、効率的な事業活動の基盤を構築するために、以下の取組みを推進してまいります。

- 1 販売体制の強化
 - ・得意商品の受注生産体制の確立
 - ・国内における得意商品の拡販と、得意商品を創造・育成する国内販売体制の構築
 - ・海外拠点と本社の連携強化と持続可能な世界販売体制の整備
 - ・マーケティング戦略に基づく自社製品の強みに適合した市場の開拓
- 2 収益性の向上・生産技術力の強化
 - ・原材料等の価格上昇リスクにも対応できる原価低減の徹底
 - ・自動化と業務効率改善による製造工程の短縮・生産性の最大化
 - ・アワーレートの低減やプロダクトライフサイクルに基づいた製品管理
- 3 新製品の開発促進
 - ・「高速・高能率・高精度」をキーワードとした最速製品化を実現できる新製品開発体制の再構築
 - ・ユーザーニーズに即した提案型商品、革新的なオリジナル商品およびコア商品の開発推進
 - ・環境負荷低減・EV化部品等に対応した次世代製品の開発
- 4 人事労務施策の推進
 - ・新人事評価制度の定着による人材育成の促進
 - ・働き方改革および健康経営推進による生産性の向上と労働環境の整備
- 5 社会的責任への対応
 - ・持続可能な企業価値の向上のため、コーポレートガバナンスの更なる充実
 - ・コンプライアンス体制の整備および運用の徹底
 - ・リスクマネジメント体制の強化
 - ・大規模自然災害への対策推進
 - ・ESGを重視したサステナブル経営の推進

(5) 財産および損益の状況の推移

期 別 区 分	2020年3月期 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)	2021年3月期 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)	2022年3月期 (2021年4月1日から 2022年3月31日まで)	2023年3月期 (当連結会計年度) (2022年4月1日から 2023年3月31日まで)
売 上 高(千円)	9,046,377	7,092,154	8,067,127	8,803,371
営業利益又は 営業損失(△)(千円)	213,594	△540,350	10,054	288,352
経常利益又は 経常損失(△)(千円)	236,872	△519,391	19,895	312,192
親会社株主に帰属する当期純利益 又は当期純損失(△)(千円)	158,441	△643,485	64,765	362,284
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△)(円)	53.31	△216.51	21.79	121.91
総 資 産(千円)	17,072,057	16,148,199	16,079,703	16,387,261
純 資 産(千円)	7,215,744	6,951,325	7,178,859	7,497,378
1株当たり純資産額(円)	2,427.68	2,338.91	2,415.59	2,522.85

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)は期中平均発行済株式総数に基づき、また、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、発行済株式総数につきましては、自己株式を控除した株式数によっております。
2. 2022年3月期より、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
D I J E T I N C.	800千米ドル	100%	超硬工具の販売
D I J E T G m b H	100千ユーロ	100%	超硬工具の販売

③重要な関連会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
黛杰漢金（滄州）精密模具有限公司	2,700万人民币元	50%	冷間鍛造金型の製造・販売

(注) 黛杰漢金（滄州）精密模具有限公司は持分法適用会社であります。

④事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

当社グループは、炭化タングステン粉末を主要原料として粉末冶金法によって超硬合金（チップ）を作り、さらにその超硬合金を使用して超硬工具を製造販売しております。

主要製品は次のとおりであります。

区分	主要製品名
焼肌チップ	チップ
切削工具	刃先交換式チップ、エンドミル、ドリル、カッタ
耐摩耗工具	金型、電子関連製品、ダイス、パンチ
その他	環境関連製品他

(8) 主要な営業所および工場

①当 社

本 社：大阪市平野区

支 店：東京（神奈川県）、名古屋、大阪

営 業 所：北関東（群馬県）、広島

駐在員事務所：バンコク（タイ）、上海（中国）、広東（中国）、
ムンバイ（インド）

生 産 拠 点：大阪、三重、富田林（大阪府）

②子 会 社

海 外：D I J E T I N C.（米国）

海 外：D I J E T G m b H（ドイツ）

③関連会社

海 外：黛杰漢金（滄州）精密模具有限公司（中国）

(9) 従業員の状況

①企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度比増減
407名(90名)	8名減

(注) 臨時従業員数は（ ）内に年間の平均雇用人員を外数で記載しております。

②当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
394名(90名)	8名減	41才2ヶ月	19年10ヶ月

(注) 臨時従業員数は（ ）内に年間の平均雇用人員を外数で記載しております。

(10) 主要な借入先および借入額

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	1,191,316 千円
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	990,037

(注) 当社グループにおいては、運転資金等の効率的かつ機動的な調達を行うことを目的として、取引銀行6行とシンジケーション方式によるコミットメントライン契約を締結しております。この契約に基づく当連結会計年度末の借入実行状況は次のとおりであります。

借入極度総額	2,000,000千円
借入実行残高	700,000千円
差引借入未実行残高	1,300,000千円

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 8,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 2,971,785株(自己株式 21,214株を除く。)
- (3) 株 主 数 2,265名
- (4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
ダ イ ジ エ ッ ト 取 引 先 持 株 会	212 千株	7.15 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	154	5.21
ダ イ ジ エ ッ ト 持 株 会	153	5.16
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	147	4.97
シ ル バ ー ロ イ 株 式 会 社	135	4.54
生 悦 住 歩	128	4.33
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	124	4.19
ダ イ ジ エ ッ ト 共 栄 会	85	2.88
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	85	2.88
共 栄 火 災 海 上 保 険 株 式 会 社	82	2.79

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は、自己株式 (21,214株) を控除して算出してあります。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

氏名	会社における地位	担当および重要な兼職の状況
生悦住歩	代表取締役社長	
古林雄一	常務取締役	経営企画部長 黛杰漢金(滄州)精密模具有限公司 董事長
安藤信夫	取締役	総務部長兼経理部長
藤井繁光	取締役	三重事業所長
井川貴夫	取締役 (常勤監査等委員)	
小島康秀	取締役 (監査等委員)	公認会計士(小島康秀公認会計士事務所)
平井満	取締役 (監査等委員)	弁護士(平井満法律事務所)

- (注) 1. 取締役(監査等委員)小島康秀、平井満の両氏は、社外取締役であります。
2. 取締役(監査等委員)小島康秀氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 常勤者の有する高度な情報収集能力に基づき質の高い情報収集が可能となること、内部統制システムの活用や会計監査人および内部監査部門との連携においても常勤の監査等委員の役割、活動が重要であること、さらには、執行側とのコミュニケーションを円滑にして監査等委員会の職務執行の円滑化を図る等のため、井川貴夫氏を常勤の監査等委員に選定しております。
4. 取締役(監査等委員)小島康秀、平井満の両氏は、東京証券取引所に対し、取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役(監査等委員)全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

①被保険者の範囲

当社の取締役（監査等委員を除く）および取締役（監査等委員）ならびに当社子会社および当社関連会社のこれらの者と同様の地位にある者。ただし、当社関連会社の当該地位にある者については、当社または当社子会社との兼務者もしくは当社または当社子会社からの出向者に限る。

②保険契約の内容の概要

被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしており、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。また、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による違法行為に起因する損害賠償金等については、填補の対象外としています。

(4) 当事業年度に係る取締役の報酬等に関する事項

①取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

ア. 当社は、2021年2月5日開催の取締役会の決議により、取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」という。）を定めており、その基本方針は、会社業績との連動性を考慮しつつ、職責と成果を反映させた報酬体系とすることであり、その報酬は、基本報酬である月額報酬と短期的な業績連動報酬である役員賞与より構成することとしております。

月額報酬には、役員持株会で一定数の株の購入資金に充てる目的で支給する株価連動型報酬を含むものとしております。

イ. 当社の取締役（監査等委員を除く）の基本報酬である月額報酬は、固定報酬と株価連動型報酬としており、役位、職責に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしております。

株価連動型報酬は、月額固定報酬の一定割合を自社株式取得目的報酬として支給し、これを当社役員持株会に拠出して一定数まで継続的に取得し、取得株式は役員在任期間中保有するものとしております。

ウ. 当社の業績連動報酬等は、当該事業年度の連結業績予想の売上高・営業利益・親会社株主に帰属する当期純利益の達成率を業績指標として算出された額を役員賞与として毎年、一定の時期（翌事業年度）に支給することとしております。ただし、無配または純損失となった場合には、不支給とします。

当該業績指標を選定した理由は、各取締役（監査等委員を除く）の当該事業年度の業績目標の達成に対する意識を高めるためであります。

目標となる業績指標とその値については、適宜、環境の変化に応じて監査等委員会の答申および取締役会の審議を踏まえ、見直しを行うものとしております。

なお、当社は非金銭報酬等は設定しておりません。

エ. 当社の取締役（監査等委員を除く）の種類別の報酬割合については、当社の事業規模や、関連する業種・業態に属する企業の報酬水準を踏まえ、監査等委員会の意見を尊重し、取締役会において検討を行い、決定します。各取締役（監査等委員を除く）の報酬等の種類ごとの目安は、基本報酬：業績連動報酬等＝8：2（固定報酬：株価連動型報酬：業績連動報酬等＝7：1：2）としております（業績指標を100%達成の場合）。

②取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

2015年6月26日開催の第89回定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は年額1億8,000万円以内、取締役（監査等委員）の報酬限度額は年額4,000万円以内と決議いただいております。

なお、当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は4名、取締役（監査等委員）の員数は3名（うち、社外取締役は2名）です。

③取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、2022年6月28日開催の取締役会における委任決議に基づき、代表取締役社長生悦住歩氏が取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬と額の具体的内容を決定しております。その権限の内容は、各取締役（監査等委員を除く）の月額基本報酬の額および業績指標の各達成率を踏まえた各取締役（監査等委員を除く）の賞与の配分としています。

これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ、各取締役（監査等委員を除く）の担当領域や職責の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。

当該権限が適切に行使されるよう、代表取締役社長は、監査等委員会に原案に対する意見を聴取し、当該答申の内容を尊重し、決定しなければならないこととしており、当該手続きを経て取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④取締役（監査等委員）の個人別の報酬等の内容の決定に関する事項

当社の取締役（監査等委員）の報酬については、監査等委員会の協議により、株主総会で承認された報酬の範囲内で、個別の月額報酬（株価連動型報酬含む）および役員賞与を決定しております。

取締役（監査等委員）の役員賞与は、一定額として支給額を決定しており、支給割合は報酬総額の10%未満としております。ただし、無配または純損失となった場合には、不支給とします。

⑤取締役の報酬等の総額等

区 分	人 員	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額	
			基本報酬	業績連動報酬等
取締役 (監査等委員を除く)	4名	68,535千円	58,896千円	9,639千円
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	3名 (2名)	13,350千円 (5,200千円)	12,600千円 (4,800千円)	750千円 (400千円)
合 計 (うち社外役員)	7名 (2名)	81,885千円 (5,200千円)	71,496千円 (4,800千円)	10,389千円 (400千円)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人給与は含まれておりません。
2. 上記支給額のほか、2021年12月8日に逝去されました取締役(監査等委員を除く)1名に対し、2022年6月28日開催の第96回定時株主総会決議に基づき、弔慰金7,604千円を当事業年度中に支給しております。
3. 当事業年度の業績連動報酬等につきましては、当事業年度の連結業績予想の売上高・営業利益・親会社株主に帰属する当期純利益の達成率等を総合的に勘案し、支給する予定としております。当事業年度の業績指標である期初に設定した連結業績予想は、売上高8,900百万円、営業利益400百万円、親会社株主に帰属する当期純利益280百万円であり、その実績は1.(5)財産および損益の状況の推移に記載のとおりです。なお、前事業年度に係る業績連動報酬等につきましては、前事業年度の連結業績予想の売上高・営業利益・親会社株主に帰属する当期純利益の達成率等を総合的に勘案し、不支給としております。

(5) 社外役員に関する事項

①取締役（監査等委員）小島康秀氏に関する事項

ア. 重要な兼職先と当社との関係

小島康秀公認会計士事務所と当社の間には、特別の関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

a. 取締役会への出席状況および発言状況

当事業年度開催の取締役会10回のうちすべてに出席し、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。

b. 監査等委員会への出席状況および発言状況

当事業年度開催の監査等委員会10回のうちすべてに出席し、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。

ウ. 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

取締役会および監査等委員会において、公認会計士としての専門的知識と経験を活かし、客観的立場から議案・審議等につき必要な発言を適宜行うことで、会社経営の監視・監督を行っております。

②取締役（監査等委員）平井満氏に関する事項

ア. 重要な兼職先と当社との関係

平井満法律事務所と当社の間には、特別の関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

a. 取締役会への出席状況および発言状況

当事業年度開催の取締役会10回のうちすべてに出席し、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。

b. 監査等委員会への出席状況および発言状況

当事業年度開催の監査等委員会10回のうちすべてに出席し、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。

ウ. 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

取締役会および監査等委員会において、弁護士としての専門的知識と経験を活かし、客観的立場から議案・審議等につき必要な発言を適宜行うことで、会社経営の監視・監督を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

清友監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等

26,000千円

②当社および当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

26,000千円

- (注) 1. 当社監査等委員会は、会計監査人の前事業年度における監査計画および会計監査の実施状況について分析・評価を行い、また、担当会計士の専門性等をヒアリングするとともに必要な資料の提供を受け、会計監査人の職務の実行状況および当事業年度における監査計画、関与予定の会計士等を確認し、報酬額の見積りについて検討を行いました結果、相当であると判断したため、同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておりませんので、①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、当社監査等委員会は、会計監査人が職務を適正に執行することが困難であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①取締役及び使用人に対する行動の基本方針として行動規範及び行動規準を定め、遵守に努めるものとする。
- ②「取締役会規則」に従い、取締役会を定期に開催して業務執行の状況を報告するほか、必要に応じて適宜臨時に開催して取締役間の意思の疎通を図るとともに、相互に業務執行を監督し、法令定款違反行為を未然に防止する。また、取締役が他の取締役の法令定款違反行為を発見した場合は直ちに監査等委員会及び取締役会に報告し、その是正を図るものとする。
- ③取締役の職務執行については、監査等委員会の定める監査の方針及び分担等の監査基準に従って監査等委員会が監査し、経営に対する監査機能の強化を図るものとする。
- ④内部監査機関として執行部門から独立した内部監査部門を置き、「内部業務監査規定」及び「財務報告に係る内部統制規定」に従って定期的に内部監査またはモニタリングを実施し、内部統制の充実、徹底を図るものとする。
- ⑤法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、総務部門または監査等委員会を直接の情報受領者とする内部通報制度を整備し、法令定款違反及び社内規定に反する行為を早期に発見し、その予防を図るものとする。
- ⑥監査等委員会は当社のコンプライアンス体制及び内部通報制度の運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに改善策の策定を求めることができるものとする。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①取締役の職務執行に係る情報及び文書については、「文書関係規定」に従ってその保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理することとする。
- ②取締役の職務執行に係る情報及び文書については、取締役（監査等委員である取締役を含む。）が随時閲覧できることとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①当社の事業運営に伴うリスクの管理については、「リスク管理規定」に従い、リスク管理委員会を設置して社内外のリスクの評価、分析、対応策の検討を行い、各リスクの主管責任部門がその対応策を実施してマニュアルの作成、見直し及び研修を必要に応じて行い、そのリスクの低減等に取り組むものとする。
- ②不測の事態が発生した場合は、「危機管理規定」に従い、社長指揮下の緊急時対策本部を設置し、迅速かつ適切な対応を行って損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制をとるものとする。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を定期及び適宜臨時に開催し、取締役間で意思の疎通を図るとともに、「取締役会規則」で定める重要事項について迅速かつ適切な意思決定を行うものとする。
- ②監査等委員会設置会社として、取締役会は、取締役に対し重要な業務執行の決定の一部を委任して、取締役の職務の執行の迅速化及び監督機能の強化を図るものとする。
- ③業務執行の適正化、迅速化及び監督機能の強化を図るため、業務役員を置くものとする。
業務役員は重要な使用人として取締役会が任命し、取締役はその指揮の下で業務役員に業務執行を分担し、重要な課題に迅速かつ柔軟に対応する。
- ④取締役会のほか、業務執行取締役、業務役員及び部門長で構成する経営会議を定期に開催し、経営全般にわたる情報の共有化を図り、業務執行の迅速化を図るものとする。
- ⑤取締役及び業務役員の業務執行については、「職務権限規定」、「業務分掌規定」等に従った権限の委譲を行い、その効率化を図るものとする。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

①子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社の定める「関係会社管理規定」に従い、子会社の管理及び経営指導を行うとともに、子会社に対して、経営計画、営業成績、財務状況その他業務上の重要事項について定期的に当社への報告を求めるものとする。

②子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

子会社においては、その規模及び特性等を踏まえ、リスクの評価及び管理体制を適切に構築し、運用するものとする。

③子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ア. 子会社における迅速かつ効率的な意思決定を行うため、子会社は取締役会を定期に開催するほか必要に応じて適宜臨時に開催し、経営に関わる重要事項の意思決定及び経営全般に対する監督を行うものとする。

イ. 子会社は自社の社内規定に従い、決裁手続き及び決裁権限等を明確に定め、業務を効率的に遂行できるようにするものとする。

④子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

ア. 当社及び子会社の業務の適正を確保するため、当社及び子会社全てに適用する行動指針として行動規範及び行動規準を定め、遵守に努めるものとする。

イ. 子会社の業務執行については、当社の内部監査部門による内部監査を定期的実施し、適正の確保を図るものとする。

(6) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の配置にあたっての具体的な内容（組織、人数等）については、取締役会は監査等委員会の意見を聴取し、人事担当部門及び関係部門の意見を考慮して、必要に応じて専任の使用人を決定するものとする。

(7) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の当社の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項ならびに監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人は、当社の業務執行に係る役職を兼務せず監査等委員会の指揮命令下で職務を遂行し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及びその他の使用人の指揮命令を受けないものとする。
- ② 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の評価は監査等委員会が行い、その任命、解任、人事異動、賃金等の改定については監査等委員会の同意を必要とするものとする。

(8) 当社及び子会社の取締役及び使用人等から監査等委員会への報告に関する体制

- ① 当社及び子会社の取締役及び使用人は、当社または子会社の業務または業績に影響を与える重要な事項、法令定款違反、その他のコンプライアンス上の重要な事項について、当社の監査等委員会に都度報告するものとする。
- ② 監査等委員会は、いつでも必要に応じて当社及び子会社の取締役及び使用人に対し、報告を求めることができるものとする。

(9) 監査等委員会への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員会へ前項①の報告を行った当社または子会社の取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止するものとする。

(10) 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するものとする。

(11) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査等委員は、取締役会のほか経営会議等の重要会議に出席し、取締役及びその他の使用人の業務執行を監視することとする。
- ② 監査等委員会は、代表取締役社長及び会計監査人と、必要に応じて意見交換を行うものとする。
- ③ 監査等委員会は、必要に応じて内部監査部門に調査を求めることができるものとする。
- ④ 監査等委員会と内部監査部門、会計監査人及び子会社の監査役（もしくはこれに相当する者）は相互に連携を保つものとする。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況)

当社は、2015年6月26日付で監査等委員会設置会社に移行し、取締役会の監視・監督機能の強化、権限委譲による迅速な意思決定ならびに業務執行による経営の公正性、透明性および効率性の向上など、コーポレート・ガバナンス体制の強化を図っております。

当社グループにおける業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) コンプライアンス

当社は、当社グループの内部統制システム構築に関する基本方針について決議するとともに、コンプライアンスの基本方針となる行動規範および行動基準を定め、周知して遵守するよう努めております。また、法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、内部通報制度を設け、法令定款違反および社内規定に反する行為の早期発見およびその予防に努めております。

(2) 取締役の職務執行

当事業年度において取締役会を10回開催し、法令、定款および取締役会規則等に定められた事項の決議を行うほか、業務執行取締役、業務役員および部門長で構成する経営会議を6回開催し、経営全般にわたる業務執行に関する事項について審議を行い、業務執行状況の報告等を通じて業務執行取締役および業務役員ならびに部門長の情報の共有化を図るとともに、お互いの業務執行を監督・監視し、迅速な意思決定および効率的な事業運営を図っております。

(3) 監査等委員会の監査体制

当事業年度において監査等委員会を10回開催し、監査等委員会が定めた監査方針および監査計画などに基づき、監査等委員は取締役会、経営会議およびその他重要な会議に出席するほか、内部監査部門を通じて各業務部門に対してヒアリング・調査を行い、取締役会の意思決定の過程および取締役の業務執行状況について監査・監督しております。

さらに、監査等委員会は、会計監査人と監査前に監査方針、監査計画ならびに日程などについて意見交換を行うほか、必要に応じて監査計画の進捗状況、監査実施上の問題点などについての情報交換も行い、会計監査人と相互連携を図っております。

また、監査等委員会は、内部監査部門より内部監査またはモニタリングの状況などの報告を受けるほか、内部監査部門に対し必要に応じて監査に関する指示を行うなど、内部監査部門とも相互連携して意見交換および情報交換を行っております。

(4) 内部監査の実施

内部監査部門は、年間の監査計画に基づき各業務部門に対して内部監査またはモニタリングを実施するほか、監査等委員会より指示を受けた事項に関するヒアリング・調査を行って監査等委員会にその調査報告を行っております。

内部監査部門は、監査またはモニタリング結果を代表取締役および監査等委員会に報告するほか、必要に応じて会計監査人と相互連携して意見交換および情報交換を行っております。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の事業特性並びに株主の皆様をはじめとする国内外の顧客・取引先・社員等の各ステークホルダーとの間に築かれた関係や当社の企業価値の本源を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保し、継続的若しくは持続的に向上させる者であることが必要と考えております。

また、当社は、当社株券等に対する大規模な買付行為が行われた際に、これに応じられるかどうかは、最終的には株主の皆様の自由な意思と判断によるべきものであると考えておりますが、一方では、大規模な買付行為の中には、その目的等から見て当社の企業価値ひいては株主共同の利益に明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様が株券等の売却を事実上強要するおそれのあるもの、当社の取締役会が代替案を提案するための必要な情報や時間を与えることなく行われるもの、当社と当社のステークホルダーとの関係を損ねるおそれのあるもの等、企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも想定されます。

当社では、このような当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するような大規模な買付行為を行う者は当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えております。

(2) 基本方針の実現に資する取組み

①基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

(i) 企業価値向上の取組み

当社は、1938年に創業以来、超硬合金・超硬工具の専門メーカーとして、「独創性豊かな技術開発で世界に貢献する」ことを経営理念に掲げ、新技術・新製品の創造による成長の持続を目指しております。

また、当社は、その経営理念の実現のために、当社取締役会が策定する経営の基本方針及び中長期的な経営戦略に基づき、素材の開発から一貫した製品づくりを行い、国内外の幅広い需要家に提供していく中で、時代に即した事業体制の構築を進め、企業価値の向上に努めております。

さらに、継続して社会から信頼され、企業倫理に則した公正な事業活動を推進していくために、内部統制システムを整備してコンプライアンス重視の経営体制を進めております。

このような取組みを通じて、当社は、社会的責任を果たすべく透明性・健全性の高い効率的な経営活動を実現し、株主の皆様をはじめとする各ステークホルダーに最大限に配慮しながら、継続的、安定的に収益を確保し、企業価値を高めることが経営の最重要課題と考えております。

【経営理念】

経営は創造である。習慣を打破し独創性豊かな技術開発で世界に貢献し、澆刺とした人材の結集で自己啓発を促進しその能力を最高に発揮する。

【経営の基本方針】

生産財の一隅を担うメーカーとして産業界の創造的製品並びに新素材の出現、加工技術の進展に常に追随しうる情報力を養い、技術力と開発力を備え、本業による収益を高めて株主に報い、従業員の生活環境を満たし、各種取引先との共存に配慮して社会に貢献する。

【中長期的な経営戦略】

1. 当社グループは、超硬工具を基盤として、その主要製品分類である、
 - (1) 切削工具
 - (2) 金型を中心とした耐摩耗、耐衝撃工具
 - (3) 上記各工具の超硬合金材料を三本柱として、バランスのとれた営業力を維持強化する。
 1. 各工具ともに、新製品の開発、新分野開拓を積極化し、市場における営業対象分野の拡大、被加工材、加工技術の変遷、多様化また高度化に対処し、独自技術を有する特徴ある企業として存立する。
 1. 超硬工具の中で、最大のマーケットを有し、世界的に製品規格の共有化が可能な切削工具において、
 - (1) 特定産業に傾かず、需要家を広く求めるとともに、一方では流通経路を重用して、多様なマーケットへ裾野広く販路を展開する。
 - (2) 欧米、アジア各国等の海外マーケットへ注力し、対売上高輸出比率の向上を図る。

(ii) コーポレートガバナンスの充実への取組み

当社は、経営理念を実現し、株主重視の立場を基本として各ステークホルダーと良好な関係を築き、社会的責任を果たすべく透明性・健全性の高い効率的な経営活動を目指しております。そのためには、中長期的に企業価値の向上に努めるとともに、各ステークホルダーから信頼される企業となるため、コーポレートガバナンスの充実が経営上の重要課題であると考えており、企業倫理に則した公正な事業活動を推進するためにコンプライアンス重視の経営体制を進めるとともに、内部統制システムを整備し、経営の透明性・健全性の向上に努めております。

その一環として、2015年6月26日付をもって、監査等委員会設置会社に移行いたしました。これにより、取締役会は独立した社外取締役2名を含む3名の監査等委員である取締役を加えた7名の取締役で構成し、取締役会の監視・監督機能の強化、権限委譲による意思決定の迅速化等を図っております。

現状のコーポレートガバナンス体制は、取締役会を最高の意思決定及び監督機関とし、定期または必要に応じて臨時に開催して取締役及び業務役員が出席し、法令、定款及び取締役会規則等に定められた事項を審議・決定するほか、業務執行状況の報告等を通じて取締役または業務役員間の意思の疎通を図るとともに、相互に業務執行を監督・監視しています。

また、業務執行取締役に業務役員を加えた経営会議を構成し、原則として毎月1回定期または必要に応じて臨時に開催し、年度経営計画、方針管理並びに会社業績の報告及びその対応策等、経営全般にわたる業務執行に関する事項を審議し、情報の共有化を図り、効率的な事業運営を図っております。さらに、監査等委員会設置会社に移行したことに伴い、取締役会における重要な業務執行の決定の一部を業務執行取締役に委任しており、経営の意思決定及び業務執行の迅速化を図っております。

監査等委員会は、独立した社外取締役2名を含む監査等委員である取締役3名で構成し、法令、定款及び監査等委員会規則に従い、取締役の職務の執行を監査・監督するとともに、会計監査人の選任及び解任並びに不再任に関する議案の内容の決定のほか、監査等委員以外の取締役の選任・指名及び報酬に関する議案の内容についての意見陳述等を通じて各決定プロセスの透明性、客観性の確保に努めております。さらに、常勤の監査等委員である取締役を置くことで、質の高い情報の収集効率を高め、内部統制システムの活用や会計監査人及び内部監査部門との連携を密に図り、執行側とのコミュニケーションを円滑にして監査等委員会による監査の実効性を高めることに努めております。

また、当社は、東京証券取引所が公表した「コーポレートガバナンス・コード」の趣旨を踏まえ、下記方針に沿って、今後も中長期的な企業価値の継続的向上のため、コーポレートガバナンスの一層の充実に取組んでまいります。

- (1) 株主の権利・平等性の実質的な確保に努める。
- (2) 株主以外のステークホルダー（お客様、取引先、債権者、地域社会、従業員等）との適切な協働に努める。
- (3) 適切な情報開示と透明性の確保に努める。
- (4) 取締役会の役割・責務を適切に果たすことに努める。
- (5) 株主との建設的な対話に努める。

②基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させ、上記基本方針を実現するため、当初2008年6月27日開催の第82回定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただき、「当社株券等の大規模買付行為に関する対応策」（買収防衛策）（以下、「本プラン」という。）を導入し、直近では2020年6月26日開催の当社第94回定時株主総会の決議により、株主の皆様のご承認を得て、一部内容を変更した上で本プランを継続しております。

本プランでは、当社株券等に対し20%以上の大規模買付行為（市場取引、公開買付等の具体的な買付方法の如何を問いませんが、あらかじめ当社取締役会が同意した者による買付行為を除きます。）を行おうとする者（以下、「大規模買付者」という。）が大規模買付行為実施前に遵守すべき、大規模買付行為に関する合理的なルール（以下、「大規模買付ルール」という。）を定めております。

大規模買付ルールは、当社株主の皆様に対し、大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や当社取締役会の意見を提供し、さらには当社取締役会の代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としております。当社取締役会は、大規模買付者に対し、大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に提供することを要請し、追加情報についても適宜合理的な回答期限を設け、当該情報の提供完了後、大規模買付行為の評価検討のための期間を設定し、当社取締役会としての意見形成や必要に応じ代替案の策定を行い、公表することとします。

従いまして、大規模買付行為は、当社において対抗措置を発動するか否かに係る判断を行うために合理的に必要な期間の経過後にのみ開始されるものとします。大規模買付者が、大規模買付ルールを遵守した場合は、当社取締役会は、原則として、対抗措置をとりません。

他方、大規模買付者が、大規模買付ルールを遵守しなかった場合、及び遵守していても大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は、当社企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、対抗措置をとることがあります。

なお、対抗措置の中には例えば既存の株主に対する新株予約権の無償割当てなどの措置を含んでおりますが、当社はこの場合において、大規模買付者が有する新株予約権の取得の対価として金銭を交付することを想定しておりません。

対抗措置をとる場合には、その判断の合理性及び公正性を担保するために、当社取締役会は、対抗措置をとるか否かの判断に際して、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとし、特別委員会の勧告または取締役会の判断により、株主の皆様の意思を確認することが適切と判断した場合には、当社株主総会を開催することがあります。

(3) 具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

①基本方針の実現に資する特別な取組み

前記(2)①に記載した企業価値向上への取組みやコーポレートガバナンスの充実への取組みは、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的、安定的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、当社の基本方針に沿うものです。また、その内容に照らして、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

②基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

本プランは、大規模買付行為が行われる際に、株主の皆様が判断し、あるいは取締役会が代替案を提案するために必要十分な情報や時間を確保する等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保するための取組みであり、当社の基本方針に沿うものであります。

本プランは、株主総会において株主の皆様のご承認を得ることを条件に導入されたものであること、有効期間を3年間とするサンセット条項が付され、有効期間満了前であっても株主総会の決議により廃止できるとされていること、本プランによる対抗措置がとられる際には必ず独立性の高い者のみから構成される特別委員会の判断を経ることが必要とされていること、その内容として合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ対抗措置がとられないように設定されていることなどにより、その合理性・客観性が担保されていることから、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(注) 本プランの有効期限は、2023年6月28日に開催される当社定時株主総会の終結の時までとなっておりますが、有効期間満了にあたり、当社定時株主総会において、一部内容を変更した上で継続することを株主の皆様にお諮りすることとしております。変更後の内容は、株主総会参考書類をご参照ください。

連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	8,573,432	流動負債	4,259,468
現金及び預金	1,240,625	支払手形及び買掛金	419,606
受取手形及び売掛金	1,891,622	電子記録債務	750,573
商品及び製品	2,546,799	短期借入金	2,292,420
仕掛品	1,540,163	未払法人税等	77,225
原材料及び貯蔵品	1,120,400	賞与引当金	193,592
未収入金	95,914	その他	526,049
その他	147,422	固定負債	4,630,414
貸倒引当金	△9,515	長期借入金	2,644,123
固定資産	7,813,828	リース債務	1,154,040
<u>有形固定資産</u>	<u>5,762,580</u>	資産除去債務	17,560
建物及び構築物	1,560,002	長期未払金	64,765
機械装置及び運搬具	1,796,115	退職給付に係る負債	749,926
土地	975,530	負債合計	8,889,883
リース資産	1,266,812	(純資産の部)	
その他	164,119	株主資本	6,822,468
<u>無形固定資産</u>	<u>248,678</u>	資本金	3,099,194
電話加入権	17,259	資本剰余金	1,703,329
その他	231,419	利益剰余金	2,066,506
<u>投資その他の資産</u>	<u>1,802,569</u>	自己株式	△46,561
投資有価証券	1,292,595	その他の包括利益累計額	674,909
関係会社出資金	334,346	その他有価証券評価差額金	420,580
差入保証金	54,683	為替換算調整勘定	251,744
保険積立金	28,174	退職給付に係る調整累計額	2,584
繰延税金資産	104,909	純資産合計	7,497,378
その他	15,460	負債及び純資産合計	16,387,261
貸倒引当金	△27,600		
資産合計	16,387,261		

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(2022 年 4 月 1 日から
2023 年 3 月 31 日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		8,803,371
売 上 原 価		5,879,780
売 上 総 利 益		2,923,591
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,635,238
営 業 利 益		288,352
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	39,061	
助 成 金 収 入	2,133	
補 助 金 収 入	3,898	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	19,705	
受 取 賃 貸 料	6,491	
為 替 差 益	19,695	
そ の 他 収 益	36,520	127,506
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	79,227	
支 払 手 数 料	19,445	
そ の 他 費 用	4,993	103,666
経 常 利 益		312,192
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	1,386	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	78,694	80,081
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 除 却 損	2,474	2,474
税金等調整前当期純利益		389,798
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	94,549	
法 人 税 等 調 整 額	△67,035	27,513
当 期 純 利 益		362,284
親会社株主に帰属する当期純利益		362,284

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2022年4月1日残高	3,099,194	1,703,329	1,748,799	△46,478	6,504,844
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△44,578		△44,578
親会社株主に帰属する当期純利益			362,284		362,284
自己株式の取得				△82	△82
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計			317,706	△82	317,623
2023年3月31日残高	3,099,194	1,703,329	2,066,506	△46,561	6,822,468

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
2022年4月1日残高	379,857	163,259	130,898	674,015	7,178,859
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△44,578
親会社株主に帰属する当期純利益					362,284
自己株式の取得					△82
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	40,722	88,485	△128,313	894	894
連結会計年度中の変動額合計	40,722	88,485	△128,313	894	318,518
2023年3月31日残高	420,580	251,744	2,584	674,909	7,497,378

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	7,698,949	流動負債	4,206,803
現金及び預金	966,072	支払手形	119,874
受取手形	106,201	電子記録債務	750,573
電子記録債権	267,148	買掛金	279,842
売掛金	1,540,385	短期借入金	800,000
商品及び製品	1,941,247	一年以内返済予定長期借入金	1,492,420
仕掛品	1,540,163	一年以内返済予定リース債務	214,138
原材料及び貯蔵品	1,120,400	未払費用	96,913
前払費用	58,164	未払法人税等	76,464
未収入金	96,659	賞与引当金	193,592
その他	69,750	設備関係支払手形	19,976
貸倒引当金	△7,244	設備関係電子記録債務	89,415
		設備関係未払金	16,604
		その他	56,986
固定資産	7,804,741	固定負債	4,632,999
有形固定資産	<u>5,753,090</u>	長期借入金	2,644,123
建物	1,426,197	リース債務	1,154,040
構築物	133,804	資産除去債務	17,560
機械及び装置	1,790,345	長期未払金	64,765
車輛運搬具	1,421	退職給付引当金	752,511
工具、器具及び備品	132,326		
土地	975,530	負債合計	8,839,803
リース資産	1,266,812		
建設仮勘定	26,650	(純資産の部)	
無形固定資産	<u>244,233</u>	株主資本	6,243,307
電話加入権	17,259	資本金	3,099,194
その他	226,974	資本剰余金	1,703,329
投資その他の資産	<u>1,807,416</u>	資本準備金	1,689,280
投資有価証券	1,292,595	その他資本剰余金	14,048
関係会社株式	126,098	自己株式処分差益	14,048
関係会社出資金	279,507	利益剰余金	1,487,345
差入保証金	51,084	その他利益剰余金	1,487,345
保険積立金	28,174	繰越利益剰余金	1,487,345
繰延税金資産	42,096	自己株式	△46,561
その他	15,460	評価・換算差額等	420,580
貸倒引当金	△27,600	その他有価証券評価差額金	420,580
資産合計	15,503,690	純資産合計	6,663,887
		負債及び純資産合計	15,503,690

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2022 年 4 月 1 日から
2023 年 3 月 31 日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		8,268,183
売 上 原 価		5,915,462
売 上 総 利 益		2,352,720
販売費及び一般管理費		2,148,490
営 業 利 益		204,230
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	38,878	
為 替 差 益	19,830	
受 取 賃 貸 料	6,491	
助 成 金 収 入	2,133	
補 助 金 収 入	3,898	
そ の 他 収 益	29,992	101,224
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	79,227	
支 払 手 数 料	19,445	
そ の 他 費 用	4,979	103,652
経 常 利 益		201,802
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	1,386	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	78,694	80,081
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 除 却 損	2,474	2,474
税 引 前 当 期 純 利 益		279,408
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	57,000	
法 人 税 等 調 整 額	△11,677	45,322
当 期 純 利 益		234,086

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	
		資本準備金	その他資本 剰 余 金	資本剰余金 合 計	その他利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計
		自己株式 処分差益		繰越利益 剰 余 金		
2022年4月1日残高	3,099,194	1,689,280	14,048	1,703,329	1,297,837	1,297,837
事業年度中の変動額						
剰 余 金 の 配 当					△44,578	△44,578
当 期 純 利 益					234,086	234,086
自己株式の取得						
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)						
事業年度中の変動額合計					189,508	189,508
2023年3月31日残高	3,099,194	1,689,280	14,048	1,703,329	1,487,345	1,487,345

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	自己株式	株主資本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
2022年4月1日残高	△46,478	6,053,882	379,857	379,857	6,433,739
事業年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当		△44,578			△44,578
当 期 純 利 益		234,086			234,086
自己株式の取得	△82	△82			△82
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)			40,722	40,722	40,722
事業年度中の変動額合計	△82	189,425	40,722	40,722	230,148
2023年3月31日残高	△46,561	6,243,307	420,580	420,580	6,663,887

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2023年5月19日

ダイジェット工業株式会社
取締役会 御 中

清 友 監 査 法 人

大 阪 事 務 所

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 矢 本 博 三

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 和 田 司

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ダイジェット工業株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイジェット工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2023年5月19日

ダイジェット工業株式会社
取締役会 御 中

清 友 監 査 法 人

大 阪 事 務 所

指 定 社 員

業務執行社員 公認会計士 矢 本 博 三

指 定 社 員

業務執行社員 公認会計士 和 田 司

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ダイジェット工業株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第97期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第97期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、当期の監査方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門及び内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人清友監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人清友監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月26日

ダイジェット工業株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 井 川 貴 夫 ㊟

監 査 等 委 員 小 島 康 秀 ㊟

監 査 等 委 員 平 井 満 ㊟

(注) 監査等委員小島康秀及び平井満は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益配分につきましては、財務体質強化のための内部留保とともに経営の重要な政策課題と認識し、安定した配当を維持すべきことを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績および今後の経営環境等を総合的に勘案し、当初の予定より1株当たり10円増額して1株当たり25円とし、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき 25円 総額74,294,625円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2023年6月29日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（4名）が任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきまして、監査等委員会は、各取締役候補者に関して、当事業年度における業務執行状況および業績等を評価したうえで、当社の取締役として適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	いけずみ あゆむ 生悦住 歩 (1962年9月9日生) 再任	1985年4月 ㈱富士銀行入行 1991年6月 当社入社 1995年6月 取締役国際部長 1997年6月 常務取締役管理部長兼営業統括部長 1998年9月 常務取締役 2001年6月 専務取締役 2003年6月 代表取締役副社長 2006年6月 代表取締役社長（現任）	128,650株
<p>選任の理由</p> <p>生悦住歩氏は、当社の代表取締役社長として当社グループの経営を担い、強いリーダーシップにより国内外の事業を牽引してきた実績と経営者としての経験と見識を有し、取締役会議長として経営上重要な案件について十分かつ適切な説明を行って取締役会の意思決定機能を高め、引き続き、取締役として適任と判断しました。</p>			
2	こばやし ゆういち 古 林 雄 一 (1957年10月7日生) 再任	1982年3月 当社入社 2006年4月 製造本部生産企画部長 2008年6月 製造本部三重事業所長 2011年6月 業務役員生産企画部長 2013年6月 取締役製造担当兼生産企画部長 2015年6月 常務取締役 営業・製造・技術担当 黛杰漢金（滄州）精密模具有限公司 董事長（現任） 2017年4月 当社常務取締役経営企画部長 2020年4月 当社常務取締役 2021年6月 当社常務取締役経営企画部長（現任） (重要な兼職の状況) 黛杰漢金（滄州）精密模具有限公司董事長	9,000株
<p>選任の理由</p> <p>古林雄一氏は、当社の常務取締役として当社グループの主要部門を統括し、事業構造改革を推進してきた実績と生産管理部門を中心に製造部門、生産技術部門、営業部門等における幅広い経験とそれに基づく高い見識を有しており、取締役会においても持続的な企業価値向上の観点から適切な発言を行っており、引き続き、取締役として適任と判断しました。</p>			

番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	あんどうのぶお 安藤信夫 (1963年5月18日生) 再任	1987年4月 ㈱富士銀行入行 2003年7月 ㈱みずほ銀行京都支店次長 2010年10月 みずほ信託銀行㈱大阪支店上席部長代理 2013年10月 同行コンプライアンス統括部参事役 2016年7月 当社入社 経理部長 2016年10月 業務役員経理部長 2017年6月 取締役経理部長 2018年6月 取締役総務部長兼経理部長 (現任)	3,900株
	選任の理由 安藤信夫氏は、当社の総務部長および経理部長として総務・経理部門を担当・統括し、当社グループの業務改革を推進してきた実績と金融機関での豊富な経験とそれに基づく高度で専門的な見識を有しており、取締役会においても持続的な企業価値向上の観点から適切な発言を行っており、引き続き、取締役として適任と判断しました。		
4	ふじいしげみつ 藤井繁光 (1959年4月28日生) 再任	1982年3月 当社入社 2012年4月 切削工具技術部長 2017年4月 三重事業所長 2019年4月 業務役員三重事業所長 2021年6月 取締役三重事業所長 (現任)	2,100株
	選任の理由 藤井繁光氏は、当社の三重事業所長として三重事業所の事業運営を担当し、事業所の運営管理を統括してきた実績と技術部門全般における幅広い経験とそれに基づく高い見識を有しており、取締役会においても持続的な企業価値向上の観点から適切な発言を行っており、引き続き、取締役として適任と判断しました。		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしており、生悦住歩、古林雄一、安藤信夫、藤井繁光の各氏が、当該保険契約の被保険者となっております。なお、保険料は全額会社が負担しております。また、各候補者が選任された場合には、当該保険契約の被保険者となり、任期中中に当該保険契約を更新する予定であります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

本総会終結の時をもって、監査等委員である取締役（監査等委員という。以下、本議案において同じ。）全員（3名）が任期満了となりますので、監査等委員3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。
監査等委員の候補者は、次のとおりであります。

番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	井川 貴夫 (1960年2月13日生) 再任	1984年3月 当社入社 2016年4月 管理室長 2019年4月 管理部長 2020年3月 管理部シニアエキスパート 2021年6月 取締役常勤監査等委員（現任）	1,600株
選任の理由 井川貴夫氏は、これまで当社の販売部門をはじめ、販売促進部門や管理部門、内部監査部門等を担当し、販売業務や販売企画、品質管理、内部監査を担ってきた実績と幅広い業務経験や知識に基づく知見を有しており、監査等委員として、当社の経営全般に対する監視・監督を適切に行ってきた実績を踏まえ、引き続き、監査等委員として適任と判断しました。			
2	小島 康秀 (1949年12月30日生) 再任	1976年7月 監査法人中央会計事務所入所 1980年9月 公認会計士登録 1990年8月 小島康秀公認会計士事務所開設（現任） 2012年6月 当社社外監査役 2015年6月 当社社外取締役（監査等委員）（現任） (重要な兼職の状況) 小島康秀公認会計士事務所公認会計士	0株
選任の理由および期待される役割の概要 小島康秀氏は、公認会計士として専門的知識と経験を有しており、これまで監査等委員として、その知見を当社の監査・監督体制に活かしていただくとともに、専門的見地から適切な助言・提言を行ってきた実績を踏まえ、引き続き、監査等委員として適任と判断しました。また、同氏には、公認会計士としての専門的知識と経験を活かし、客観的立場から独立性をもって当社の経営を監視・監督していただくことを期待しております。			
3	平井 満 (1949年5月26日生) 再任	1979年4月 弁護士登録 1982年4月 平井満法律事務所開設（現任） 2017年6月 当社補欠監査等委員 2019年6月 当社社外取締役（監査等委員）（現任） (重要な兼職の状況) 平井満法律事務所弁護士	0株
選任の理由および期待される役割の概要 平井満氏は、弁護士として法的な専門知識と経験を有しており、これまで監査等委員として、その知見を当社の監査・監督体制に活かしていただくとともに、専門的見地から適切な助言・提言を行ってきた実績を踏まえ、引き続き、監査等委員として適任と判断しました。また、同氏には、弁護士としての法的な専門知識と経験を活かし、客観的立場から独立性をもって当社の経営を監視・監督していただくことを期待しております。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 小島康秀、平井満の両氏は、社外取締役候補者であります。
3. 小島康秀氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、公認会計士として企業会計に精通し、会社経営を統括する十分な見識を有しておられることから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたします。

4. 平井満氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士として会社法務に精通し、会社経営を統括する十分な見識を有しておられることから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたします。
5. 小島康秀、平井満の両氏の当社社外取締役（監査等委員）就任期間は本総会終結の時をもって小島康秀氏が8年、平井満氏が4年となります。なお、小島康秀氏は2012年6月28日から2015年6月26日までの間、当社の社外監査役でありました。
6. 当社は、小島康秀、平井満、井川貴夫の各氏と会社法第427条第1項および定款第31条第2項に基づき、法令の定める最低限度額を損害賠償責任限度額とする責任限定契約を締結しており、3氏が監査等委員に再任された場合は、当該契約を継続する予定であります。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしており、小島康秀、平井満、井川貴夫の各氏が、当該保険契約の被保険者となっております。なお、保険料は全額会社が負担しております。また、各候補者が選任された場合には、当該保険契約の被保険者となり、任期中に当該保険契約を更新する予定であります。
8. 当社は、小島康秀、平井満の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

【参 考】 各取締役のスキルマトリックス

当社の取締役会は、経営戦略に基づき、能力・知識・経験においてバランスよく備わるよう構成し、その実効性の確保につとめております。

		各取締役に期待する専門性および経験										
氏 名	地 位	企業経営	内部統制 ガバナンス	環 境	営 業 マーケティング	国 際 ビジネス	製 造 研究開発	IT	税・計 税 務	人 事 人材開発	法 務 リスク管理	監 査
生悦住 歩	代表取締役 社 長	●	●	●	●	●	●		●	●		
古 林 雄一	常務取締役	●		●	●	●	●			●		
安 藤 信夫	取締役	●	●	●				●	●	●	●	
藤 井 繁 光	取締役			●		●	●	●		●		
井 川 貴 夫	取締役 (常勤監査等委員)		●	●	●							●
小 島 康 秀	社外取締役 (監査等委員)		●						●			●
平 井 満	社外取締役 (監査等委員)		●								●	●

- (注) 1. 上記の一覧表は、各役員が有するすべての知見および経験を表すものではありません。
 2. 各候補者は当社における選任基準を充足しており、そのうえで取締役会として専門分野等のバランスを本マトリックスにて示すものとなります。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役（監査等委員という。以下、本議案において同じ。）が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、すべての監査等委員の補欠として、あらかじめ補欠の監査等委員1名の選任をお願いしたいと存じます。

また、その選任の効力は就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議により、その選任を取消すことができるものとします。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員の候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
はりばら よしつぐ 針原 祥次 (1955年3月28日生)	1989年4月 弁護士登録 1995年4月 針原法律事務所（現 針原辻岡法律事務所）開設（現任） 2019年6月 当社補欠監査等委員（現任） （重要な兼職の状況） 針原辻岡法律事務所弁護士	0株
<p>選任の理由および期待される役割の概要</p> <p>針原祥次氏は、弁護士として法的な専門知識と経験を有しており、客観的立場から当社の経営を監査・監督していただくために、補欠の監査等委員として適任と判断いたしました。また、同氏には、弁護士としての法的な専門知識と経験を活かし、客観的立場から独立性をもって当社の経営を監視・監督していただくことを期待しております。</p>		

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 候補者は、補欠の社外取締役候補者であります。
3. 候補者は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士として、会社法務に精通し、会社経営を統括する十分な見識を有しておられることから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたします。
4. 候補者が監査等委員に就任された場合には、当社との間で会社法第427条第1項および定款第31条第2項に基づき、法令の定める最低限度額を損害賠償責任限度額とする責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしており、候補者が監査等委員に就任された場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
6. 候補者が監査等委員に就任された場合には、当社は同候補者を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

第5号議案 当社株券等の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)継続の件

当社は、当初2008年6月27日開催の当社第82回定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただき、「当社株券等の大規模買付行為に関する対応策」を導入し、直近では2020年6月26日開催の当社第94回定時株主総会の決議により継続（以下、「現プラン」といいます。）しておりますが、現プランの有効期限は本総会の終結の時までとなっております。当社では、現プラン継続後も、社会・経済情勢の変化、買収防衛策をめぐる諸々の動向及び様々な議論の進展、コーポレートガバナンス・コードの趣旨等を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるための取組みの一つとして、その在り方について引き続き検討して参りましたが、2023年5月12日に開催された当社取締役会において、本総会における株主の皆様のご承認を条件に、現プランの一部変更を行った上で、「当社株券等の大規模買付行為に関する対応策」を継続（以下、継続後の対応策を「本プラン」といいます。）することを、監査等委員3名（うち、社外取締役2名）を含む取締役全員の一致で決定いたしました。

つきましては、本プランの継続につき株主の皆様のご承認をお願いしますのであります。

現プランからの変更点は、大規模買付者の範囲に他の者と共同ないし協調して行う又は行おうとする者を含めること並びに意向表明書及び必要情報の記載内容を追加したことの変更を行ったほかは、語句の修正、文言の整理等、軽微なものに留まっており、基本的な内容に変更はございません。

1. 本プランの目的

本プランは、会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、導入した現プランの一部変更を行った上で継続するものです。

当社は、当社株券等に対する大規模な買付行為を受け入れるか否かの判断は、最終的には、株主の皆様によってなされるべきものと考えており、大規模な買付行為を一概に否定するものではありませんが、突然に大規模な買付行為が発生した場合には、株主の皆様当該買付行為の妥当性を短期間でご判断いただくこととなりかねません。

当社取締役会は、株主の皆様適切にご判断いただくために、大規模な買付行為を行おうとする者から一方的に提供される情報のみならず、大規模な買付行為に関して必要かつ十分な情報と検討する時間の確保を大規模な買付行為を行おうとする者に対して求めた上で、当社取締役会による当該買付行為に対する賛否の意見、又は大規模な買付行為を行おうとする者が想定している当該買付行為完了後の経営方針や事業計画等に対する当社の代替案を株主の皆様に対してご提示させていただくこと、あるいは、株主の皆様のために大規模な買付行為を行おうとする者と交渉することが場合によっては必要であると考え、以下の内容の大規模な買付行為が行われる場合の情報提供と

検討時間の確保に関する一定のルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）を設定することとし、会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって大規模な買付行為がなされた場合の対抗措置（後記5.（2）に定義されます。以下同じとします。）を含めた買収防衛策として本プランを継続することといたしました。

2. 本プランの対象となる当社株券等の買付け

本プランの対象となる当社株券等の買付けとは、特定株主グループ(注1)の議決権割合(注2)を20%以上とすることを目的とする当社株券等(注3)の買付けその他の取得行為、若しくは結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付けその他の取得行為、又はこれらに類似する行為（注4）（いずれも市場取引、公開買付け等の具体的な方法の如何を問いませんが、あらかじめ当社取締役会が同意した者による行為を除きます。かかる行為を以下、「大規模買付行為」といい、かかる行為を自ら単独で又は他の者と共同ないし協調して行う又は行おうとする者を以下、「大規模買付者」といいます。）とします。

注1：特定株主グループとは、

- (i) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）並びに、
- (ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。以下同じとします。）を意味します。以下同じとします。

注2：議決権割合とは、

- (i) 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、①当該保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も計算上考慮されるものとします。）と、②当該保有者の準共同保有者の株券等保有割合とを合わせた割合（ただし、①と②の合算において、①と②との間で重複する保有株券等の数については、控除するものとします。）又は、
- (ii) 特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等保有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。

各議決権割合の算出にあたっては、総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）及び発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。以下同じとします。

注3：株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項又は同法第27条の2第1項に規定す

る株券等を意味します。以下同じとします。

注4：株券等の買付け又は取得行為の実施の有無にかかわらず、(i)特定株主グループが、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下、本注4において同じとします。）との間で行う行為であり、かつ、当該行為の結果として当該他の株主が当該特定株主グループの共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係(*1)を樹立するあらゆる行為(*2)であって、(ii)当社が発行者である株券等につき当該特定株主グループと当該他の株主の株券等保有割合の合計が20%以上となるような行為を含むものとします。

*1：「当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、デリバティブや貸株等を通じた当社株券等に関する実質的な利害関係等の形成や、当該特定株主グループ及び当該他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎として行うものとします。

*2：本注4所定の行為がなされたか否かの判断は、当社取締役会が特別委員会の勧告を最大限尊重して合理的に判断するものとします。なお、当社取締役会は、本注4所定の要件に該当するか否かの判定に必要とされる範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。

3. 特別委員会の設置

本プランの適正かつ公正な運営を確保し、大規模買付行為に対する当社取締役会の検討・評価や対抗措置に係る決定等が恣意的なものでないことを確保するために、現プラン同様、引き続き社外の独立した第三者3名以上で構成する特別委員会（特別委員会の設置・権限等については別紙1「特別委員会運営規則の概要」をご参照ください。）を設置します。

当社取締役会は、本プランに定める手続等の執行等に際して特別委員会に諮問するとともに、特別委員会からの勧告等については最大限尊重するものとします。

特別委員は、当社の業務執行を行う取締役会から独立し、当社及び取締役会との間に特別の利害関係を有していない社外役員に加え、社外有識者（弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務・当社の業務領域に精通する者、他社の取締役又は執行役として経験のある社外者、又はこれらに準ずる者）の中から取締役会が選任します。

なお、本プランの継続時に就任を予定している特別委員会委員の候補者の氏名及び略歴は、別紙2のとおりです。

当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、特別委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、特別委員会は、専ら当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点から取締役会が特別委員会に諮問する事項につき検討及び審議を行い、取締役会に対して勧告を行うものとします。当社取締役会は当該勧告を最大限尊重して、最終的な決定を行うものとします。なお、特別委員会は、当社の費用負担で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他専門家等）から、

その検討及び審議に必要な専門的な助言を得ることができるものとします。

4. 大規模買付ルールの概要

当社が設定する大規模買付ルールとは、①事前に大規模買付者が当社取締役会に対して、必要かつ十分な情報提供をし、②当社取締役会による一定の評価期間が経過した後大規模買付行為を開始する、というものであり、具体的には以下のとおりです。

(1) 大規模買付者による当社に対する意向表明書の提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、大規模買付行為の開始に先立ち、当社取締役会に対し、大規模買付ルールに従う旨の法的拘束力を有する誓約文言を含む以下の内容（①～⑨）について日本語で記載した意向表明書（以下、「意向表明書」といいます。）を、当社の定める書式により提出していただきます。

- ① 大規模買付者の氏名又は名称及び住所又は所在地
- ② 大規模買付者の設立準拠法
- ③ 大規模買付者の代表者の役職及び氏名
- ④ 大規模買付者の国内連絡先
- ⑤ 大規模買付者の会社等の目的及び事業の内容
- ⑥ 大規模買付者の直接・間接の大株主又は大口出資者（持株割合又は出資割合上位10名）及び実質株主（出資者）の概要
- ⑦ 大規模買付者が現に保有する当社の株券等の数及び意向表明書提出前60日間における大規模買付者の当社の株券等の取引状況
- ⑧ 大規模買付者が提案する大規模買付行為の概要等（大規模買付者が大規模買付行為により取得を予定する当社の株券等の種類及び数、並びに大規模買付行為の目的（支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大規模買付行為後の当社の株券等の第三者への譲渡等、又は重要提案行為等(注5)その他の目的がある場合には、その旨及び内容。なお、目的が複数ある場合にはその全てを記載していただきます。）を含みます。）
- ⑨ 本プランに定められた大規模買付ルールに従う旨の誓約

当社取締役会が、大規模買付者から意向表明書を受理した場合には、速やかにその旨及び必要に応じ、その内容について公表いたします。

注5：重要提案行為等とは、金融商品取引法第27条の26第1項、金融商品取引法施行令第14条の8の2第1項及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定される重要提案行為等をいいます。

(2) 大規模買付者による当社に対する必要情報の提供

当社取締役会は大規模買付者に対し、上記(1)の意向表明書を受理した日

の翌日から起算して10営業日以内に、大規模買付行為に対する株主及び投資家の皆様のご判断並びに当社取締役会及び特別委員会の評価・検討のために必要な情報（以下、「必要情報」といいます。）として当社取締役会への提出を求める事項について記載した書面（以下、「必要情報リスト」といいます。）を交付し、大規模買付者には、必要情報リストに従い、必要情報を日本語で記載した書面を当社取締役会に提出していただきます。

必要情報の一般的な項目は以下のとおりです。その具体的な内容は、大規模買付者の属性、大規模買付行為の目的及び内容によって異なりますが、いずれの場合も、株主の皆様のご判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な範囲に限定するものとします。

- a. 大規模買付者及び特定株主グループの各構成員の詳細（沿革、具体的な名称、資本構成、事業内容、財務内容、役員の氏名及び職歴等を含む。特定株主グループに含まれる者が自然人である場合は、連絡先の住所及び電話番号、主たる職歴（勤務又は職務に従事した法人又はその他の団体の主たる業務及び住所、各職務の始期及び終期を含む。）、年齢及び国籍を含む。）。
- b. 特定株主グループに含まれる者それぞれが保有する当社の全ての株券等、過去180日間において特定株主グループに含まれる者それぞれが行った当社株券等に係る全ての取引（取引の性質、価格、取引の場所及び方法、取引の相手方を含む。）、及び当社株券等に関してそれぞれが締結した全ての契約、取決め及び合意（口頭によるものを含み、又は履行可能性の有無を問わない。）の内容。
- c. 大規模買付行為の目的、方法及び内容（買付けの対価及び対価の種類、買付時期、関連する取引の仕組み、買付方法の適法性、二段階買付けの可能性と予定している場合の内容、買付けの実現可能性等を含む。）。
- d. 当社株券等を取得した後、第三者に譲渡すること等を目的とする場合は、当該第三者の概要（上記aに準じた内容）及び特定株主グループとの関係、並びに当該第三者が当社株券等を譲り受ける目的及び譲受け後における下記g.及びh.に相当する事項。
- e. 大規模買付行為の買付資金等の裏付け（当該資金の提供者（実質的提供者を含む。）の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容を含む。）。
- f. 大規模買付行為の買付等の価格の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び買付けに係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの額とその算定根拠、そのうち少数株主に対して分配されるシナジーの額と算定根拠等を含む。）。
- g. 大規模買付行為完了後に想定している当社の役員構成（候補者の氏名及び略歴、就任に関する候補者の内諾の有無、並びに当社事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含む。）、当社及び当社グループ会社の経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策及び資産活用策等。

- h. 大規模買付行為完了後の当社及び当社グループ会社のステークホルダー（顧客、取引先、従業員、地域関係者等）への対応方針並びに具体的施策。
- i. 大規模買付行為完了後の当社グループ会社の事業運営等において必要な許認可の維持の可能性及び各種法令等の規制遵守の可能性。
- j. 大規模買付行為に関し適用される可能性のある法令等に基づく規制事項、その他の法令等に基づく承認又は許認可等の取得の可能性。
- k. 反社会的組織ないしテロ関連組織との関連性の有無（直接的であるか間接的であるかを問わない。）及び関連性が存在する場合にはその内容。
- l. 大規模買付行為のために投下した資本の回収方針。
- m. その他、当社取締役会又は特別委員会が合理的に必要と判断する情報。

当社取締役会は、大規模買付ルールの迅速な運営を図る観点から、必要に応じて、大規模買付者に対し、情報提供の期限を設定することがあります。ただし、大規模買付者から合理的な理由に基づく延長申請があった場合には、その期限を延長できるものとします。

上記に基づき提出された必要情報の内容が大規模買付行為の相当性を評価・検討するに不十分である場合は、当社取締役会は、大規模買付者に対して適宜合理的な回答期限（最初に必要情報リストを交付した日から起算して60日間を上限とします。）を定めて、当該不十分な必要情報について、書面にて追加的に提供を求めることがあります。

大規模買付者から提供された必要情報が大規模買付行為について評価・検討するに足りる内容であると当社取締役会が判断した場合には、当社取締役会は大規模買付者に対し、必要情報を受領したことを書面で連絡するとともにその旨を公表いたします。

また、当社取締役会が、必要情報の追加的な提供を要請したにもかかわらず、大規模買付者から当該情報の一部について提供がない場合において、大規模買付者から情報の提供がなされないことについての合理的な説明がある場合には、当社取締役会が提供を求める必要情報が一部揃わなくても大規模買付者との情報提供に係る交渉等を終了し、その旨を公表するとともに、後記(3)の当社取締役会による評価・検討を開始する場合があります。

当社取締役会は特別委員会に対し、全ての必要情報を提出するとともに、株主の皆様の判断に必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部又は一部を公表いたします。

(3) 大規模買付行為に対する評価・大規模買付者との交渉・代替案の検討

当社取締役会は、大規模買付者が当社取締役会に対し必要情報の提供を完了した後、大規模買付行為の評価の難易度に応じ、大規模買付行為が対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社株券等の全ての買付け

の場合には最大60日間、それ以外の買付けによる場合には最大90日間を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案作成のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、必要に応じて独立した第三者である外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタント等）の勧告・助言等を得ながら、提供された必要情報を十分に評価・検討し、特別委員会からの勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会としての意見を慎重に取り纏め、適時適切に公表いたします。

また、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

なお、特別委員会が、取締役会評価期間内に対抗措置をとるか否かの勧告を行うに至らないこと等の理由により、取締役会評価期間が満了する時点においても、当社取締役会が、大規模買付行為の内容についての最終的な意見形成等（対抗措置をとるか否かの決議も含む。）に至らない場合には、当社取締役会は、特別委員会への諮問を行い、特別委員会は、当社取締役会に対し取締役会評価期間を最大30日間延長することを勧告できるものとし、当社取締役会は、原則としてその勧告に従うものとしします。

特別委員会への当該諮問を行った場合は諮問した旨を、当該期間の延長の決定が行われた場合には具体的な延長期間及び延長の理由を大規模買付者に対して通知した旨を、当該時点において適時適切に公表いたします。

上記（1）「大規模買付者による当社に対する意向表明書の提出」に記載の意向表明書が当社取締役会に提出された日から、当社において対抗措置を発動するか否かに係る判断が完了するまでの期間を大規模買付行為待機期間（その詳細は後記5.（4）のとおり）とし、大規模買付行為待機期間においては、大規模買付行為は実施できないものとしします。

5. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として、対抗措置はとりません。この場合には、大規模買付者からの大規模買付行為に係る提案に応諾するか否かは、当社株主の皆様において、当該提案及び当社が提示する当該提案に対する評価・意見・代替案をご考慮の上、ご判断していただくこととなります。

ただし、大規模買付ルールが遵守されている場合であったとしても、以下の①から⑧のいずれかに該当し、結果として当社に回復し難い損害をもたらすことが明らかな場合等、大規模買付行為が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく毀損し、対抗措置をとることが相当であると判断される場合には、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を目的

として対抗措置をとることがあります。

上記対抗措置をとるか否かの決定について、当社取締役会は、当該時点において適用ある法令等及び金融商品取引所規則に基づいて適時適切に開示いたします。

- ① 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、当社株券等を買占め、専ら当社の株価を上昇させて当該株券等を高値で当社又は当社関係者等に引き取らせる目的で買収を行うような行為と判断される場合（いわゆるグリーンメーラーである場合）
- ② 当社の経営を一時的に支配して、当社又は当社グループ会社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為と判断される場合
- ③ 当社の経営を一時的に支配して、当社又は当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先又は顧客等の重要な資産等を廉価に取得し、又は、大規模買付者やそのグループ会社等に移転させる等、当社の犠牲の下に大規模買付者の利益を実現する経営を行うような行為と判断される場合
- ④ 当社又は当社グループ会社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為と判断される場合
- ⑤ 大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付けで全株券等の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を株主に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等による株券等の買付けを行うことをいいます。）等株主の皆様は株券等の売却を事実上強要するおそれのある買付等であると判断される場合
- ⑥ 大規模買付者の提案する当社株式の買付等の条件（買付対価の価額・種類、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性、買付等の後の経営方針又は事業計画、買付等の後における当社の顧客、取引先、従業員その他の当社に係る利害関係者の処遇方針等を含みます。）が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益と比較して、著しく不十分又は不適当な内容であると判断される場合
- ⑦ 当社及び当社グループ会社の企業価値ひいては株主共同の利益を生み出す上で必要不可欠な当社の顧客、取引先、従業員等との関係、又は当社の社会的信用等の著しい毀損により、当社又は当社グループ会社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合
- ⑧ 大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切であると判断される場合

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、大規模買

付者の買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を目的として、独立した第三者である外部専門家等の意見も参考にし、特別委員会の勧告を最大限に尊重して当該時点において適用ある法令及び金融商品取引所規則、当社定款等に則って、最も適切であると判断される措置（以下、「対抗措置」といいます。）をとることを決定する場合があります。

この場合、当社取締役会は、当該時点において適用ある法令等及び金融商品取引所規則に基づいて適時適切に開示いたします。

なお、大規模買付ルールを遵守したか否かを判断するにあたっては、大規模買付者側の事情をも合理的な範囲で十分勘案し、少なくとも必要情報の一部が提出されないことのみをもって大規模買付ルールを遵守していないと認定することはしないものとします。

(3) 対抗措置をとることの決議及びその内容

当社取締役会は、上記(1)又は(2)において対抗措置をとることの是非について判断を行う場合は、特別委員会の勧告を最大限尊重し、対抗措置の必要性、相当性等を十分検討した上で対抗措置をとるか否か等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で当社取締役会が最も適切と判断したものを選択することとします。当社取締役会が具体的な対抗措置の一つとして、例えば新株予約権の無償割当てを行う場合の概要は原則として別紙3に記載のとおりですが、実際に新株予約権の無償割当てを行う場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間及びその他の行使条件を設けることがあります。ただし、当社は、この場合において、大規模買付者が有する新株予約権の取得の対価として金銭を交付することを想定しておりません。

また、当社取締役会は、対抗措置をとるにあたり、特別委員会があらかじめ株主の皆様の意思を確認すべき旨の留保を付した勧告を行った場合、あるいは、取締役の善管注意義務に照らして株主の皆様の意思を確認することが適切と判断した場合には、当社株主総会を開催するものとします。

当社取締役会において、株主総会の開催及び基準日の決定を決議した場合は、取締役会評価期間はその日をもって終了します。

当該株主総会の開催に際しては、当社取締役会は、大規模買付者が提供した必要情報、必要情報に対する当社取締役会の意見、特別委員会の勧告、当社取締役会の代替案その他当社取締役会が適切と判断する事項を記載した書面を、株主の皆様に対し、株主総会招集通知とともに送付し、適時適切にその旨を開示いたします。

株主総会において対抗措置をとるか否かについて決議された場合、当社取締役会は、当該株主総会の決議に従うものとします。具体的には、当該

株主総会において対抗措置をとることを内容とする議案が否決された場合には、当社取締役会は対抗措置をとりません。

他方、当該株主総会において対抗措置をとることを内容とする議案が可決された場合には、その終結後、速やかに、当社取締役会は対抗措置をとるために必要となる決議を行います。

当該株主総会の結果は、決議後適時適切に開示いたします。

(4) 大規模買付行為待機期間

上記4.(1)「大規模買付者による当社に対する意向表明書の提出」に記載の意向表明書が当社取締役会に提出された日から取締役会評価期間終了までを大規模買付行為待機期間とします。ただし、対抗措置をとるか否かに関する株主の皆様の意思を確認する株主総会を開催することとしたときは、大規模買付行為待機期間は、当該株主総会において対抗措置をとることを内容とする議案が可決された場合には、当該株主総会の終結後開催される対抗措置をとるために必要となる決議を行うための当社取締役会の終結の時までの期間とし、当該株主総会において対抗措置をとることを内容とする議案が否決された場合には、当該株主総会の終結の時までの期間とします。そして、大規模買付行為待機期間においては、大規模買付行為は実施できないものとします。

したがって、大規模買付行為は、大規模買付行為待機期間の経過後にのみ開始できるものとします。

(5) 対抗措置をとることの停止等について

上記(1)ないし(3)において、当社取締役会又は株主総会において具体的に対抗措置をとることを決定した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行った場合等、対抗措置をとることが適切でないと当社取締役会が判断した場合には、特別委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置をとることの停止等を行うものとします。

例えば、対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合、当社取締役会において、無償割当てが決議され、又は無償割当てが行われた後においても、大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行う等、対抗措置をとることが適切でないと当社取締役会が判断した場合には、特別委員会の勧告を最大限尊重した上で、新株予約権の効力発生日の前日までの間は新株予約権の無償割当ての中止、また、新株予約権の無償割当て後においては行使期間開始日の前日までの間は、当社による新株予約権の無償取得の方法により対抗措置をとることの停止等を行うものとします。

このような対抗措置をとることの停止等を行う場合は、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に基づいて適時適切に開示いたします。

6. 本プランの適用開始、有効期間、廃止及び変更

本プランは、本総会における株主の皆様のご承認を条件として、同日より発効することとし、有効期間は同日から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する当社定時株主総会の終結の時までとします。

ただし、有効期間の満了前であっても、以下の場合には本プランは当該時点で廃止されるものとします。

- ① 当社の株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合。
- ② 当社の株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本総会における株主の皆様の決議の趣旨に反しない場合（本プランに関連する法令、金融商品取引所規則等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合等を含みます。）、特別委員会の勧告を最大限に尊重して、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止、修正又は変更された場合には、当該廃止、修正又は変更の事実及び（修正又は変更の場合には）修正、変更の内容その他の事項について、当該時点において適用ある法令等及び金融商品取引所規則に基づいて適時適切に開示いたします。

<ご参考>

本プランの内容は上記1. から6. に記載のとおりですが、本プランによる株主の皆様にご与える影響、及び本プランの合理性はそれぞれ以下のとおりです。

1. 本プランが株主の皆様にご与える影響

(1) 本プランの継続時に株主の皆様にご与える影響

本プランの継続時点においては、具体的な対抗措置はとられておりませんので、株主の皆様にご直接具体的な影響が生じることはありません。

本プランは、大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様にご適正にご判断いただくために、必要な情報や時間、あるいは当社取締役会による代替案の提示を受ける機会を確保すること等を可能にすることを目的としております。これにより株主の皆様は、十分な情報や時間のもとで、大規模買付行為に応じるべきか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値については株主共同の利益の確保・向上につながるものと考えております。したがって、本プランの継続は、株主の皆様が適切な判断を行う上での前提となるものであり、株主の皆様のご利益に資するものと考えております。なお、上記5. に記載のとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否か等により大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なり

ますので、株主の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

(2) 対抗措置がとられたときに株主の皆様にご与える影響

当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を目的として、独立した第三者である外部専門家等の意見も参考にし、特別委員会の勧告を最大限に尊重して対抗措置をとることを決定する場合がありますが、当社の株主の皆様（大規模買付者を含む特定株主グループを除きます。）の法的権利又は経済的利益に対して、直接具体的な影響及び損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。

具体的な対抗措置として、新株予約権の無償割当てを実施する場合には、新株予約権の割当期日において株主名簿に記録されている株主の皆様に対し、その保有する当社普通株式1株につき本新株予約権1個を上限として当該決議において別途定める割合で本新株予約権が無償で割り当てられます。また、当社が、取得条項を付した新株予約権の取得手続をとる場合には、大規模買付者等以外の株主の皆様は、金銭の払込み等の手続は必要なく、当社による当該新株予約権の取得の対価として当社株券等を受領するため、不利益は発生しません。

なお、本新株予約権無償割当決議がなされた場合であっても、当社取締役会は特別委員会の勧告を最大限に尊重し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日までにおいては、本新株予約権の無償割当てを中止し、また、本新株予約権の無償割当ての効力発生日後本新株予約権の行使期間開始日の前日までの間においては、本新株予約権を無償で取得する場合があります。これらの場合には、1株当たりの当社株券等の価値の希釈化が生じることを前提にして売買等を行った株主の皆様は、株価の変動等により相応の経済的損害を被る可能性があります。

大規模買付者を含む特定株主グループについては、本プランに定める大規模買付ルールを遵守しない場合や、本プランに定める大規模買付ルールを遵守した場合であっても、当社に回復し難い損害をもたらすことが明らかかな場合等、大規模買付行為が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく毀損し、対抗措置をとることが相当であると判断される場合には、対抗措置が講じられることにより、結果的にその法的権利又は経済的側面において不利益が発生する可能性があります。本プランの公表は、大規模買付者が本プランに定める大規模買付ルールに違反することがないようにあらかじめ注意を喚起するものです。

2. 本プランの合理性について（本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないことについて）

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しております。

また、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」及び東京証券取引所が2015年6月1日に公表した「コーポレートガバナンス・コード」（2021年6月11日最終改訂）の「原則1－5いわゆる買収防衛策」の内容も踏まえたものとなっております。

(2) 当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入・継続されていること

本プランは、大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様に適正にご判断していただくために必要な情報や時間、あるいは当社取締役会による代替案の提示を受ける機会を確保すること等を可能にするものであり、当社企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の目的により導入・継続されるものです。

(3) 株主の合理的意思に依拠したものであること

本プランは、本総会において、本プランの継続に係る承認の決議がなされることにより有効となります。

また、本プランには有効期間を3年間とするサンセット条項が付されており、かつ、当該有効期間満了の前であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなりますので、本プランの存続の適否については、株主の皆様のご意向が反映されるものとなっております。

(4) 独立性の高い社外者の判断の重視

当社は、本プランの運用並びに対抗措置をとること等の判断等に際して、当社取締役会の恣意的な判断を排除し、株主の皆様のために実質的な判断を客観的に行う諮問機関として、特別委員会を設置します。なお、特別委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立し、当社及び当社の経営陣との間に特別の利害関係を有していない社外役員に加え、社外有識者（弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務・当社の業務領域に精通する者、他社の取締役又は執行役として経験のある社外者、又はこれらに準ずる者）の中から選任されるものとしております。

(5) 合理的な客観的要件の設定

本プランは、あらかじめ定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ対抗措置がとられないように設定されており、当社取締役会により恣意的に対抗措置がとられることを防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(6) デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされており、大規模買付者が、当社株主総会で取締役を指名し、当該取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止する可能性がありますので、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、対抗措置をとることを阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、対抗措置がとられることを阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

なお、当社では、取締役解任決議要件につきましても、特別決議を要件とするような、決議要件の加重をしておりません。

以 上

特別委員会運営規則の概要

1. (特別委員会の設置)
当社は、大規模買付行為に関する取締役会の判断及び対応の客観性、公正性及び合理性を担保するため、取締役会の諮問機関として特別委員会を設置する。
2. (特別委員会の構成等)
特別委員会を構成する委員(以下、「特別委員」という。)は、3名以上とする。特別委員は、当社の業務執行を行う取締役会から独立し、当社及び取締役会との間に特別の利害関係を有していない社外役員に加え、社外有識者(弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務・当社の業務領域に精通する者、他社の取締役又は執行役として経験のある社外者、又はこれらに準ずる者)の中から取締役会が選任する。
3. (特別委員会の開催)
特別委員会は、この規則に従い、必要に応じて随時開催する。
4. (特別委員会の招集)
特別委員会は、代表取締役又は各特別委員が招集する。
5. (特別委員会の権能)
特別委員会は、取締役会が特別委員会に諮問する事項につき検討及び審議を行い、取締役会に対して勧告を行う。取締役会は当該勧告を最大限尊重して、最終的な決定を行う。特別委員会は、当社の費用負担で、独立した第三者(ファイナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他専門家等)から、その検討及び審議に必要な専門的な助言を得ることができる。
6. (特別委員会の勧告)
特別委員会の勧告の内容については、原則として特別委員の全員が出席する(会議電話及びテレビ電話による出席を含む。)特別委員会において、その過半数の賛成をもって決定する。
当社は、必要に応じ、当社の判断により、特別委員会の勧告を記載した書面の全部又は一部を公表することができるものとする。
7. (規則の改廃)
この規則の改廃は、取締役会の決議をもって行う。

以 上

特別委員会委員候補者の略歴

小島 康秀（こじま やすひで）

1976年 7月 監査法人中央会計事務所入所
 1980年 9月 公認会計士登録
 1990年 8月 小島康秀公認会計士事務所開設（現任）
 2012年 6月 当社社外監査役
 2015年 6月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）

※小島氏と当社の間には特別の利害関係はございません。

※小島氏は、当社が上場する金融商品取引所に対し、独立役員として届け出ております。

東 幸生（あずま ゆきお）

1979年 4月 弁護士登録
 塩見・山本法律事務所入所
 1986年 3月 東法律事務所開設
 2001年 2月 東・伊藤共同法律事務所開設
 2007年 7月 あずま総合法律事務所設立（現任）
 2016年 7月 枚方市公平委員会委員長（現任）

※東氏と当社の間には特別の利害関係はございません。

岩崎 和文（いわさき かずふみ）

1975年11月 監査法人大成会計社（現EY新日本有限責任監査法人）
 入所
 1979年 3月 公認会計士登録
 1983年 7月 監査法人大成会計社（現EY新日本有限責任監査法人）
 代表社員
 1996年 6月 社会福祉法人兵庫県共同募金会監事（現任）
 1999年 4月 税理士登録
 2005年 7月 岩崎公認会計士税理士事務所開設（現任）
 2010年 6月 新日本有限責任監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）
 退職
 2012年 4月 一般財団法人神戸住環境整備公社監事（現任）
 2017年 6月 社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団監事（現任）
 一般財団法人神戸みのりの（現神戸農政）公社監事（現任）
 2021年 6月 社会福祉法人阪神福祉事業団監事（現任）
 2022年 6月 神姫バス株式会社社外監査役（現任）

※岩崎氏と当社の間には特別の利害関係はございません。

以 上

新株予約権無償割当ての概要

- (1) 本新株予約権の数
本新株予約権の無償割当てに係る当社取締役会決議（以下、「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において、当社取締役会が別途定める期日（以下、「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）の1倍に相当する数を上限として、本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。
- (2) 割当対象株主
割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された株主（当社を除きます。）に対し、その保有する当社株式1株につき本新株予約権1個を上限として本新株予約権無償割当て決議において別途定める数の割合で、無償割当てを行います。
- (3) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日
本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とします。
- (4) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数
本新株予約権の目的である株式の種類は当社の普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である当社株式の数は1株とします。ただし、当社が株式の分割又は株式の併合等を行う場合には、所要の調整を行うものとします。
- (5) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価額
本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は、1円を下限として当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で、本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。
- (6) 本新株予約権の行使期間等
本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。
- (7) 本新株予約権の譲渡制限
本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。
- (8) 本新株予約権の行使条件
議決権割合が20%以上の特定株主グループに属するもの（ただし、あらかじめ当社取締役会が同意した者を除きます。）でないこと等を行使の条件として定めます。詳細については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。
- (9) 当社による本新株予約権の取得等
本新株予約権の取得条項その他必要な事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。なお、当社は、上記(8)の行使条件のため新株予約権の行使を認められない者が有する本新株予約権の取得の対価として金銭を交付することを想定しておりません。

以上

株主総会会場ご案内図

会 場：大阪市平野区加美北9丁目16番18号
ダイジェット工業株式会社
本社別館会議室（本社事務所北側）
T E L 06 (6791) 6781



J R 関西本線（大和路線）加美駅より徒歩約12分
J R おおさか東線 新加美駅より徒歩約12分